

平成 26 年 10 月 10 日  
九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所操業差止訴訟第 10 回口頭弁論について

本日14時から、佐賀地方裁判所において、玄海原子力発電所操業差止訴訟の第10回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所 1 ~ 4 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として平成24年1月31日の第 1 次から11次にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は第11次提訴（平成26年 9 月10日）に対する答弁書を提出し、第 1 ~ 10次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で設計しており、また、地震及び津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

また、併せて準備書面を提出し、新規制基準には合理性があること、玄海原子力発電所においては、従来 of 事故防止対策に加え、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全対策の強化を行っており、発電所の安全性は、より一層向上していることを主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上